

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏 名	所属庁・官職	出張先
永 井 尚 子	名古屋家庭裁判所部総括 判事	米国
酒 井 佳 子	札幌家庭裁判所主任家庭 裁判所調査官	
提 出 書 面		
平成26年12月5日付け報告書簡		
キーワード欄 1 米国家庭裁判所協会が主催する第11回「子の監護に関する evaluation」に関する国際シンポジウムの概要 2 全体会「子の監護に関するevaluationが引き起こした意図しない結果について」 3 ワークショップ「子の監護に関するレポート (forensic reports) 等の開示について：ニューヨーク州のある法案をめぐって」 4 終わりに		

平成26年12月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

名古屋家庭裁判所部総括判事 永 井 尚 子

札幌家庭裁判所

主任家庭裁判所調査官 酒 井 佳 子

私どもは、平成26年11月6日から同月8日までの間、米国（テキサス州サンアントニオ）に、米国家庭裁判所協会（Association of Family and Conciliation Courts）が主催する第11回「子の監護に関する evaluation」に関する国際シンポジウム出席のため出張しました。その概要は次のとおりです。

- 1 シンポジウムの概要
- 2 全体会「子の監護に関するevaluationが引き起こした意図しない結果について」
- 3 ワークショップ「子の監護に関するレポート等（forensic reports）の開示について：ニューヨーク州のある法案をめぐって」
- 4 終わりに

1 シンポジウムの概要

米国家庭裁判所協会 (Association of Family and Conciliation Courts. 通称「AFCC」) が主催する第11回「子の監護に関する evaluation」に関する国際シンポジウムは、3日間の日程で、米国テキサス州サンアントニオにおいて開催された。今年の主題は、「子の監護に関する evaluation (鑑定, 評価, 調査など種々の訳語が充てられているため、本稿では原語のまま表記する。) が引き起こした意図しない結果について」というもので、子の監護に関する evaluation の現状と課題、課題を克服するための取組について意見交換がされた。シンポジウムには米国諸州、カナダ、プエルトリコなどから約380名の裁判官、弁護士、メンタルヘルス専門家 (心理学者、ソーシャルワーカーなど) らが参加した。日本からの参加者は、当職ら2名であった。

シンポジウムは、1日目のプレインスティチュート (開会式前に行われた約6時間の分科会) から始まり、2回の全体会のほか、30のワークショップが開かれた。

2 全体会「子の監護に関する evaluation が引き起こした意図しない結果について」

米国では、離婚訴訟において、裁判所が子の監護に関する事項を決める際、メンタルヘルス専門家を子の監護に関する evaluator (child custody evaluator, 以下、略して「CCE」という。) に選任し、子の監護に関する evaluation を命じることがある。CCEは、子の監護に関する evaluation の結果を記載した鑑定レポート (forensic report, child custody evaluation report など複数の呼び方がある。以下、「鑑定レポート」という。) を作成する。この鑑定レポートには、調査結果及び裁判所に対する勧告が記載される。勧告の範囲は、監護権 (cus

tody)の帰属、面会交流の方法のほか、子や家族に対する何らかのTherapyの要否など、日本と比べ幅広い場合が多い。監護権は、法的監護権 (legal custody) と身上監護権 (physical custody) に分けられ、それぞれについて共同 (joint) にするか単独 (sole) にするか決める州もある。

なお、監護権の種類については、進藤千絵ほか「アメリカにおける離婚後の子の監護と面会交流について～ニューヨーク州を中心に～」(家庭裁判月報 64 巻 4 号 4 頁) を参照されたい。

鑑定レポートは、裁判所に提出された後、当事者らに開示され、その後、CCE が証人として当事者らから尋問を受けることもある。子の監護に関するevaluationについては、ガイドラインの策定により標準化を図る努力が行われているが、AFCCのほか、アメリカ心理学協会 (American Psychological Association) など複数の団体がそれぞれガイドラインを策定しており、統一されたガイドラインがある訳ではない。

全体会は、参加者らから、子の監護に関するevaluationの実務上の課題や意見を出してもらい、それに対しパネリストらがコメントを述べる形で進められた。全体会に割り当てられた90分間、参加者らの発言が途絶えることはなかった。実務上生じている主な課題として、①高額なevaluation費用、②evaluationの質の維持、③evaluationを実施することの子への影響、が挙げられていた。evaluation費用の額は、数千ドルから数万ドルと事案ごとに大きな差があり、その費用負担の方法も、当事者が折半する、収入に応じ按分する(ただし、この場合、CCEが、より多く費用を負担した当事者をひいきするおそれが指摘されている。)など、州によって異なるという。経済的な余裕がない当事者の事案では、CCE

を利用できないという問題が生じており、例えば、カルフォルニア州の一部の地域では、CCEが10件中1件は無料でevaluationを引き受けるシステムを作ることによって、経済的に困窮した当事者でもCCEを利用できるようにしているという。

鑑定の質について、パネリストからは、鑑定レポートのうち、3分の2から4分の3には問題が見られないとのコメントがあった。一方、参加者からは、自分が本当に子の福祉にかなった勧告ができているか自信がない、裁判官もCCEに任せることなく、鑑定レポートをチェックしてほしい、といった声が聴かれた。議論を聴いていると、米国の州や地域によっては、家族法に精通した裁判官や弁護士が不足していたり、家庭裁判所自体がなかったりしており、そのような地域では、子の監護に関する事項の判断に関して、CCEに対する依存度が高い様子うかがえた。パネリストからは、鑑定レポートを他の人にチェックしてもらうことは必要であり、鑑定レポートのReview（当事者が、裁判所が選任したCCEが作成した鑑定レポートを、他のメンタルヘルス専門家に見てもらい、コメントをもらうこと。）も意義があるという意見が出された。また、子の監護に関するevaluationを実施すれば、子は、親や子を取り巻く大人から大なり小なり圧力を受けることになるとして、子への悪影響を指摘する意見も出された。一方、子の監護に関するevaluationを実施した事案の多くは和解で終了しており、鑑定レポートが紛争解決に役立っているという意見を述べる参加者も多くいた。

3 ワークショップ「子の監護に関する鑑定レポートなどの開示について：ニューヨーク州のある法案をめぐって」

米国では、鑑定レポート及び同レポートを作成するためにCCEが参考にした

資料などを当事者に開示している州が複数あるが、現在のニューヨーク州では、親自身には鑑定レポートの開示を受ける権利は認められておらず、代理人弁護士がいない親にとっては、鑑定レポートに対する十分な反論ができない状況にあるという。昨年12月に州議会に提出された、鑑定レポートをめぐる家族法などの修正法案（An act to amend the domestic relations law and the family court act, in relation to child custody forensic reports）は、当事者に、鑑定レポートのコピーを受け取る権利、CCEが実施した心理テストのローデータや、CCEのノートなどの開示を受ける権利を認めたものである。結局、この法案は成立しなかったが、次期の州議会に修正のうえ再提出される予定だという。日本では、家庭裁判所調査官が作成した調査報告書を親が謄写することがあるが、米国では、親に鑑定レポートのコピーを配布するか否かが議論になっている。その議論の内容を知るため、本ワークショップに参加した。

本ワークショップでは、3名の専門家が発表を行った。最初に、メンタルヘルス専門家の[REDACTED]から、全米諸州の鑑定レポートの開示ルールに関する統計が示された。これによれば、鑑定レポートの開示ルールが存在しない州が25州、弁護士のみを開示されるルールがあるのが3州、すべての当事者を開示されるルールがあるのが10州などとなっている。また、すべての当事者を開示されるルールがある州では、親が閲覧する場合は裁判所や弁護士の監督を要する、当事者が鑑定レポートを不適切に使用した場合は制裁を科すなどの条件も併せて定められていることもあるという。

次いで発表したメンタルヘルス専門家の[REDACTED]は、適正手続の観点から、親にも鑑定レポートなどの閲覧を認めるべきとしながら、親にその

コピーを配布することについては、不適切な使用がされるおそれが高いとして反対した。先述のニューヨーク州の法案では、当事者や弁護士が鑑定レポートのコピーなどを不適切に使用しないよう、裁判官は条件を付すことができ、その条件を守らなかった場合は制裁を科すことができるとされている。しかし、[REDACTED]は、裁判所が決めた養育費支払い義務を怠ったり、保護命令に違反したりする親がいることを考えると、鑑定レポートの不適切な使用について制裁を伴った条件を付しても、条件を守らない親が出てくるのは目に見えていると主張した。そして、親が自分のホームページに、鑑定レポートを無修正で掲載していた例を紹介し、現代の子ども達は、インターネット上を検索し、容易に鑑定レポートを発見するだろうと警告した。また、同博士が裁判官、弁護士、心理学者、ソーシャルワーカー、精神科医らに行った調査では、親の代理人弁護士や子の代理人 (attorney for the child) に鑑定レポートのコピーを配布することに賛成の意見は90%近くを占めたが、親自身に配布することに賛成なのは45%に過ぎなかったと述べた。

最後にニューヨーク州高位裁判所 (Supreme court) の[REDACTED]から、法案が成立した場合に、裁判所が子の保護のためにできることについて意見が述べられた。同州では、離婚訴訟は高位裁判所の専属管轄になっている (進藤千絵ほか (家庭裁判月報64巻4号9頁以下))。判事は、親に鑑定レポートやその基礎資料のコピーを配布することに対する意見は、性善説に立つか否かで変わってくるのではないかと述べた。そして、親は子の利益を考えて行動できる人だという性善説の立場に自分は立ちたいと述べ、裁判官が、審理の過程で親の人柄を理解し、親に対して、鑑定レポートなどのコピーを扱う際の条件と、条件に違反した

場合の制裁を、時間をかけて説明し、親から宣誓供述書をとることで、不適切な使用のリスクを抑えることができると考えると述べた。判事は、条件の例として、「鑑定レポートなどのコピーを子の目に触れないよう管理する。」、「裁判所の許可なしに鑑定レポートなどの内容をいかなる相手に対しても漏らさない。」、「裁判所の許可なしに鑑定レポートなどのコピーをとったり、それらの内容を紙や電子データの形で掲載、投稿したりしない。」などを挙げた。また、制裁の例として、罰金、収監などを挙げた。その上で判事は、最も重要なのは、鑑定レポートは親が子の最善の利益を理解し、より良い養育プランを取り決めるために使用すべきものであると、親に理解をしてもらうことだと述べた。

この問題については、フロアからも様々な議論が起こった。例えば、心理テストのローデータを開示することは著作権上問題になる可能性はないか、州法で厳格に開示が制限されている個人情報（特定の疾患に関する個人情報が漏れると、その個人が失業したりローンを組みなくなったりする危険性があるため、法律によって情報が厳格に保護されているという。）が掲載された鑑定レポートはどう扱われるのか、などである。また、参加者や発表者の発言を聴く限りでは、鑑定レポートを読んだ親が子に対し、「あなたは本当にCCEにこのようなことを言ったのか。」と問いただす行為も、鑑定レポートの不適切な使用と見なされるようであった。

一度、インターネット上に掲載された情報は回収不能であり、その後、情報を漏らした当事者に制裁を科しても、被害回復は困難である。このような中、米国では、CCEの鑑定レポートやそれに付随する資料等の開示を広く認めつつも、個人情報の保護についても、十分な注意が払われている様子がうかがえた。

4 終わりに

シンポジウムで聴かれた議論を通じて、米国では親の適正手続の保障が強く要請されており、その中でA F C Cの会員らが、いかに子の利益を保護するか、日々、悩み、工夫しながら仕事に当たっている様子を知ることができた。また、専門家の不足、当事者の経済的な困窮などのため、先進的なサービスを提供できない地域でも、専門家たちは創意工夫を凝らして、家族の紛争のよりよい解決に向けて努力していることも分かった。例えば、片親疎外から親子関係を再構築するためのプログラムは宿泊型であることが多いが（例えば、宮崎紀子ほか「配偶者暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」（家裁調査官研究紀要第19号74頁以下））、これらのプログラムは高額であることが多く、経済的に余裕がない家族は、宿泊型プログラムに参加することは困難である。そこで、カリフォルニア州のある地域では、メンタルヘルス専門家らが裁判所と連携をして、週1回の日帰りのプログラムを、数か月（紹介されていた事例は約3か月間）に渡って行い、親子関係の再構築を図るプログラムを始めているという発表があった。

日本の家庭裁判所の制度を改めて見直すと、家庭の事件に特化した裁判所があり、家族法や家庭問題に精通した裁判官が揃っていること、子の監護に関して調査を行う職種が裁判所という公的機関で養成され、職場内で調査事務に対する指導監督が行われていること、調査が公費でなされており、当事者の経済状況にかかわらず同じサービスが提供されていることなど、いくつもの長所を備えていることが分かる。家庭裁判所がこのような長所を十分に生かし、子の福祉に配慮した家族の紛争解決システムとして更に機能するよう、今後も職務に励んでいきたい。

以上